

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 今月の視点

### 令和7年度税制改正大綱 法人課税編

#### 中小企業者等の軽減税率の特例は2年延長

中小企業者等の法人税率は所得金額 800 万円以下について 15%とされています。この軽減税率の適用期限を2年延長したうえで、所得金額が年 10 億円を超える事業年度については、税率を 17%に引き上げます。

#### 中小企業投資促進税制は2年延長

中小企業投資促進税制は、適用期限を2年延長します。

#### 売上 100 億超を目指す中小企業の支援措置

中小企業経営強化税制は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合に特別償却または税額控除ができる制度です。適用期限を2年延長したうえで対象に売上高 100 億円超を目指し、一定の要件を満たす中小企業の設備投資を追加します。うち建物および附属設備（合計額 1,000 万円以上）の特別償却率と税額控除率は、供用年度の給与増加割合が 2.5%以上の場合、それぞれ 15%と 1%、給与増加割合が 5%以上の場合、それぞれ 25%、2%とします。ほかに A 類型は経営向上指標を見直し、B 類型は投資利益率を 7%以上に引き上げ、C 類型のデジタル化設備、暗号資産マイニング業の設備は対象から除外し、新たに食品等事業者の設備が適用対象となります。

#### 地域未来投資促進税制を3年延長

地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合に特別償却または税額控除ができる制度です。適用期限を3年延長し、機械装置及び器具備品の特別償却率を 35%（現行 40%）に引き下げ、規模要件を 1 億円以上（現行 2,000 万円以上）、前年度の減価償却費の 25%以上に引き上げたうえで特別償却率 50%、税額控除率 5%とする上乗せ措置の対象設備に新たな類型を追加します。

#### 企業版ふるさと納税を3年延長

企業版ふるさと納税制度は、企業が寄附を通じてノウハウ、アイデア、人材を提供し、官民連携で地方への資金の流れを創出、人材還流を促して地域の社会課題の解決をはかる制度です。企業は寄附額全額を法人税の損金に算入して約 3 割の税額を軽減、4 割は法人住民税の税額控除、2 割は法人事業税の税額控除を受けるので自己負担は 1 割で地方創生を応援することができます。一方、地方再生計画の認定が取消される不適切事案が発生したため、寄附活用事業の執行上のチェック機能の強化や活用事業の透明化等を措置したうえで適用期限を3年延長します。



寄附金を活用して子育て世代、若者世代の移住・交流を促進!

## 令和7年度税制改正大綱 資産課税編

### 結婚・子育て資金の贈与非課税は2年延長

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度（直系尊属からの贈与について結婚資金は300万円まで、子育て資金は1,000万円までを非課税）は、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）にあることを勘案し、2年間の延長となりました。

### 法人版事業承継は役員就任要件を見直し

事業承継における非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の特例措置は、経営承継円滑化法による特例承継計画の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与により取得した後継者の贈与税の納税を猶予し、贈与者の死亡等により猶予税額の納付を免除するものです。

特例措置の適用期限は、令和9年12月31日です。これまで後継者である受贈者には贈与日まで引き続き3年以上、当該法人の役員に就任していることが要件となっていました。令和6年12月31日で役員に就任していない場合でも、贈与の直前に役員に就任していれば適用できるようになります。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

### 個人版事業承継は事業従事要件を見直し

事業承継における個人の事業用資産の贈与税の納税猶予制度の特例措置は、経営承継円滑化法による個人事業承継計画の認定

を受けた後継者が宅地等、建物、その他減価償却資産の事業用資産を先代経営者から贈与により取得した場合、贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予税額の納付を免除するものです。

特例措置の適用期限は、令和10年12月31日です。これまで後継者である受贈者には贈与日まで引き続き3年以上、当該事業に従事していることが要件となっていました。法人版事業承継税制の改正と併せて、贈与の直前に事業に従事していれば適用できるようになります。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

### 設備投資の固定資産税軽減は2年延長

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者の生産性向上や賃上げに資する機械・装置等の設備投資について固定資産税の課税標準の特例措置を見直しのうえ2年延長します。

賃上げ方針を計画に位置付け、雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる場合、最初の3年間は課税標準の2分の1が減免され、3%以上引き上げる場合、最初の5年間は課税標準の4分の3が減免されます。



直前に役員にされて丸投げは困ります。



商用利用は大丈夫？ ChatGPT と切っても切れない著作権の関係について解説（第2回）

【質問】

当社も、時代の流れに遅れまいと生成 AI を積極的に活用しようと考え、手始めに ChatGPT を業務に利用していこうと考えています。

ただ、色々調べていると、ChatGPT を利用することで必然的に著作権侵害の問題が生じる旨の記述を多く目にし、不安になっています。

どのように考えていけばよいのでしょうか。

【回答】

前回は、著作権法を理解する上で必須の知識である「著作物」につき解説しました。

今回は、「著作者に認められる権利」、「著作権侵害の要件」につき、あらかじめ知っておきたいポイントを整理します。

【解説】

(2)著作者に認められる権利とは何か

著作者とは、著作物を創作する者と定義されています（著作権法第2条第1項第2号）。

そして、著作者は次のような権利を保有すると規定されています。

【著作権法第17条】

1. 著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。
2. 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

実は「著作権」という単体の権利が存在するわけではなく、複製権や公衆送信権といった著作権法に定められている権利の総称を「著作権」と呼びます。このため、著作者がどのような権利を有するのかは、著作権法の各条項を見て判断する必要があります。

ちなみに、本記事のテーマである ChatGPT であれば、主に次のような権利を意識することになります。

- ・複製権（著作権法第21条）…著作物をコピーする権利
- ・公衆送信権（著作権法第23条）…著作物をインターネット上に送信する権利
- ・譲渡権（著作権法第26条の2）…著作物を他人に譲渡する権利
- ・翻案権（著作権法第27条）…著作物に変更を加える権利

(3)著作権侵害の成立要件は何か

上記(2)で解説した著作者が有する権利を第三者が無断で利用した場合、著作権侵害が成立します。ただ、著作権は、特許や商標と異なり登録なくして成立する権利であることから、著作者の作品（著作物）と第三者の作品が偶然似通ってしまうといった事例も発生します。

そのため、著作権侵害が成立するためには、①類似性、②依拠性の2つの要件を充足する必要があります。ここでは簡単にポイントのみ触れておきます。

### ①類似性

文字通り作品が類似しているのかという要件です。ただ、単に類似していたら著作権侵害が成立するという訳ではなく、著作者の作品と第三者の作品を比較した上で、第三者の作品につき「著作者の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できるか」という視点で判断されます。現場実務では「表現上の本質的な特徴」とは何かを巡って見解の相違が生じ、紛争に発展するケースが多々あります。

### ②依拠性

第三者が、著作者の作品に触れ、これを利用して作品を作出した場合に著作権侵害が成立します。裏を返せば、第三者が、著作者の作品の存在を知らずオリジナルで作出したところ、偶々類似してしまったという場合であれば、依拠性を欠き著作権侵害にはなりません。ただ、依拠性の有無は第三者の内心に関わることであり、外からは判別がつきづらいことから、現場実務では、著作者の作品を知る機会があったか、著作者の作品と酷似しているか、第三者がオリジナルで作出した経緯を合理的に説明できるか、といった事情を踏まえて判断しています。

ところで、上記のような著作権侵害の成立要件を充足した場合であっても、著作権法は一定の場合であれば、著作権侵害は成立しないと定めています。

ChatGPT などを含む生成 AI については、著作権法第 30 条の 4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）の適否がポイントになることが多いのですが、この点は次回以降で解説します。

### ■本年度4月からスタート、新事業進出促進補助金について

本年度から新たに創設された新事業進出促進補助金の概要が発表されました！  
位置づけとしては、事業再構築補助金の後継補助金となっており、新事業への挑戦に向けた建物改装費や広告宣伝費なども含めた幅広い経費が対象となっています。そのため、既存事業の範囲で活用することができない点で注意が必要です。  
募集開始時期については、4月頃が見込まれています。

#### (制度の概要)

##### 【補助額、補助率について】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2

#### ▼新事業進出補助金

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shinjigyo\\_shinsyutsu.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/shinjigyo_shinsyutsu.pdf)

注意するポイントとしては、最低750万円の補助額が設定されたことから、最低でも1,500万円以上の投資計画が求められる点です。そのため、1,500万円以上の投資計画がない場合は申請することができません。

#### (活用難易度)

本補助金は令和8年度末までに合計4回の募集を設けています。全募集回を通しての採択件数は6,000件程度が予定されており、1回あたりの採択件数は1,500件前後が見込まれます。これは、直近過去2回の事業再構築補助金の採択件数が2,031件(申請総数7,664件)、2,437件(申請総数9,207件)であることから、それよりも低い件数となっており、難易度は高いものになると想定されます。

### ■13回事業再構築補助金の公募開始

1月10日に事業再構築補助金の公募が発表されました。  
上記補助金が事業再構築補助金の後継となることから、「事業再構築補助金」については今回分が最後の募集となります。応募締切は3月26日までとなっておりますので、活用を検討されている企業様は早めのご相談・ご準備を進めていきましょう。